

平成29年度事業計画書

I 農地中間管理等事業

1 方針

農地中間管理事業については、事業開始から3年を経過し、県内45市町村のうち43市町村で農地中間管理事業による貸借が実施されるなど、関係者への制度の周知も一定程度進んだ。

しかし、平成28年度は熊本地震や機構集積協力金の制度改定等の影響により、機構の貸付面積は目標を大きく下回る結果となっており、平成29年度は貸借面積の大幅な引き上げを目指して取り組まなければならない。

そこで、農地中間管理事業に係る平成29年度の活動方針（別添）について、特に力を入れて取り組むべき課題ごとに活動方針を整理し、重点的に取り組んでいくこととする。

農地中間管理事業、農地集積加速化事業及び農地売買事業等を継続的に実施することにより、生産性の向上と地域農業の維持・発展につながる農地の集積・集約化に取り組む。

2 事業計画

(1) 農地中間管理事業

① 農地の貸借

前年度と同様、2,000ha(新規900ha、更新1,100ha)を目標に農地の貸借に取り組む。

重点実施区域における地域の農業者等による話し合い活動を中心に農地の集積、集約化を推進するほか、担い手組織との意見交換や広報による継続的な出し手の掘り起し、農業委員会と連携・協力、市町村推進チームの構成団体との協力・分担等により、農地の有効かつ効率的な利用を図っていく。

② 中間保有農地の管理

現在のところ、公社ではマッチングが整った案件から借り入れ手続きを行っており、公社で中間管理すべき案件は殆ど発生しない見込みであるが、今後、受け手が借入れを中止した場合など借入農地の管理が必要となる場合は、業務委託により当該農地の管理を実施する。

このため、既存の借入農地面積約2,500haの1%について維持管理を見込む。

③ 耕作放棄地の再生利用

昨年度と同様、250ha（復旧可能な耕作放棄地面積の5%）を目標に、受け手とのマッチングを実現することにより、耕作放棄地の解消に取り組む。

特に、農地法に基づき農業委員会が実施する遊休農地等の利用意向調査の結果、機構への貸付意向があった農地であって、「機構の借入基準への適合性に関する判定会」で判定し基準適合とされたものについては、市町村等の窓口リストを備える等により借受希望者へ紹介し、関係機関と協力しながらマッチングを進めていく。

④ 基盤整備との連携

公社では直接、基盤整備事業には参加せず、県営基盤整備事業の実施地区や農地耕作条件改善事業の実施地区を重点実施区域に指定し、基盤整備の実施と並行して農地集積を推進する。

また、果樹園については、小規模基盤整備や改植と併せて、機構による農地集積を推進する。

【 事業計画 】

(単位:件、ha)

区 分		H29年度		H28年度		増 減		備 考
		件数	面積	件数	面積	件数	面積	
①農地の貸借	借入	4,000	2,000	4,000	2,000	0	0	新規 900ha 更新 1,100ha
	貸付	2,000	2,000	2,000	2,000	0	0	
②中間保有農地の管理		-	25	-	20	-	5	既借入面積 2,500haの1%
③耕作放棄地の再生利用		-	250	-	250	-	0	復旧可能な耕作 放棄地面積 約5,000haの5%
④基盤整備との連携(県営)		28	140	24	120	4	20	事業実施地区数 と地区内での機 構集積面積
" (簡易)		40	80	35	70	5	10	

(2) 農地集積加速化事業(単県)

引き続き、集落内の合意形成を支援するコーディネーター(農地集積専門員:14名)を配置し、県が指定した重点地区、樹園地地区や市町村が指定した集積促進地区において、集落内の話し合いによる担い手への農地の集積に取り組む。

【事業計画】

区 分	H29年度	H28年度	増 減	備 考
農地集積専門員数(人)	14	14	0	
重点地区数	68	88	▲20	
集積促進地区、樹園地地区数	48 (8)	24 (4)	24 (4)	樹園地地区数は ()書きで内数
新規集積面積※ (ha)	400	400	0	

※ 集積面積はJ Aの円滑化事業分、特定農作業受委託分も含む。

(3) 農地中間管理機構の事業の特例事業

ア 農地売買等事業

農地中間管理機構の特例事業として農地の売買による利用集積に取り組む。

計画の達成に向けて、未実施市町村（15市町村）における推進を図るとともに、圃場整備事業に取り組む地域において、農地中間管理事業（貸借）と連携を図りながら売買による農地集積を推進する。

【事業計画】

区 分	H29年度			H28年度			増 減		
	件数	面積	金額	件数	面積	金額	件数	面積	金額
買入	220	102	1,025,000	220	102	1,025,000	0	0	0
売渡	218	101	1,029,897	227	97	971,473	▲9	4	58,424

イ 農作業受託促進事業

農作業受託による土地利用型農業の生産性の向上を図るため、作業を受託した認定農業者等に対し、受託料相当額を無利子で貸付ける事業であり、前年度に引き続き事業に取り組む。

【事業計画】

区 分	H29年度	H28年度	増 減	備 考
件 数	8	8	0	
作業受託増加面積 (ha)	20	20	0	
融資金額(千円)	40,000	40,000	0	

(平成29年度事業計画 別添)

29年度農地中間管理機構の活動方針(案)

① 地域の話合いによる「担い手の確保と一体的な農地集積」の一層の展開

- ・ これまでの取り組みを継続し、重点実施区域における話合い活動を進め、担い手を明らかにし地域ぐるみの合意に基づく集積・集約化を一層進める。
- ・ 地域の担い手農業者や法人への集積・集約化、担い手となる集落営農組織の設立支援、担い手が不足する地域等における新規就農者や法人の参入促進などを進める。
- ・ 地域別の主な方向性として、平坦地域では土地利用型作物の省力化・コスト低減や施設園芸経営等の専門化等を目指し、中山間地域では地域農業の維持発展や基盤整備の導入等を目指して、担い手への農地集積に取り組む。
- ・ 専門員・駐在員が市町村及び農業委員会と連携して、話合い活動を推進。県やJAは営農組織育成や営農指導、土地改良区は土地改良事業や賦課金等の情報提供など各々の得意分野でサポートし、地域の世話役・リーダーと綿密に打ち合わせながら地域のまとまった取組みにつなげる。

② 熊本地震により被災された農業者、農地への対応

- ・ 機構が借り受けている農地において、災害復旧事業の工事スケジュールの関係で29年度内での利用ができない農地を明らかにし、個別の状況を確認の上、賃借料減免等の支援を行う。
- ・ 機構は市町村等と共に支援すべき案件を精査する。

③ 農業委員会と連携した農地利用最適化に向けた推進体制の構築

- ・ 29年度中に県内の約8割の農業委員会で農地利用最適化推進委員が設置されることを受けて、農地利用の最適化に向けた機構と農業委員会との連携推進体制の構築を目指す。
- ・ そのため、県及び農業会議と協力して、地域ごとに農地利用最適化推進委員及び農業委員の研修会を開催し、地域の実例を基に機構職員、農業委員等が意見を出し合いながら集積・集約化の机上演習等を行い、集積・集約化を推進する際のそれぞれの役割の認識や連携手法を確立する。
- ・ 機構と農業会議は連携して、各農業委員会が行う農地利用最適化の優良な取組みに対して顕彰を行う。

④ 貸付希望農地に関する情報の一元化と効率的なマッチングの手法確立

- ・ 高齢化の進展や遊休農地の利用意向調査結果を受けて貸付希望農地の増加が想定されるなか、各市町村推進チームで貸付希望農地に関する情報を一元化し、効率的なマッチングの手法を確立する。
- ・ このため、推進チームを構成する市町村、農業委員会、ＪＡ、県振興局、機構が貸付希望農地の情報を出し合い、整理して借受希望者へ提供した上で推進チームにおいてマッチングを図るという手法を基本として、全市町村での試験的取組みを開始する。

⑤ 更新案件における機構事業活用の推進

- ・ 農業委員会及びＪＡが持っている更新案件の情報をリスト化し、市町村推進チームで情報の共有化を図るとともに、ターゲットを絞った新たなモデルを構築する。
- ・ 更新時に機構利用を広く関係者に訴えるだけでは機構の活用は進まないと思われるため、更新において重要な受け手となっている担い手が機構の利用を希望するよう、担い手へ以下の働きかけを行う。
 - Ａ 農業法人等大規模経営体の機構への付け替え（支払い一本化メリット）
 - Ｂ 担い手同士の貸借農地の交換による集約化（作業効率化メリット）
- ・ Ａ・Ｂの手法による担い手への働きかけを市町村推進チーム内で役割分担した上で実施する。
- ・ 特に農業法人協会とは一昨年に協定を締結したことから、会員の借入農地を機構へ付け替えるよう重点的に推進する。

⑥ 樹園地における集積推進

- ・ 樹園地の集積を進めるためには、担い手の規模拡大や経営効率化に繋がる小規模基盤整備や改植事業と併せて、機構事業活用による集積・集約を推進することが重要。
- ・ 具体的には、県農地集積加速化事業の樹園地地区において、果樹経営支援対策事業や熊本型樹園地集積モデル事業等を活用して、農地の集積と併せた小規模基盤整備や改植を確実に実施し、地域のモデル園づくりを進める。この場合、ＪＡや市町村、農業委員会等が中心となり、県の農業普及・振興課や機構の駐在員等が強力にサポートしながら、地域の担い手と協力して取り組む。
- ・ また、機構が支援対象者となった果樹経営支援対策事業の取組手法についても、県・機構・ＪＡで検討・協議を重ねながら新たな手法として確立していく。

⑦ 基盤整備を契機とした更なる面的集積の実現

- ・ 県営基盤整備事業や農地耕作条件改善事業等の基盤整備事業実施地区において、市町村の基盤整備部局や一般農政部局等が中心となり機構や農業委員会、県、ＪＡ、土地改良区等が連携協力して推進を図り、それぞれの地区の整備の実施状況に応じた具体的な集積手法を機構から提案しつつ、基盤整備の効果を一層高めるよう機構事業の活用を拡大していく。
- ・ さらに、機構が借り受けた農地について所有者の同意や地元負担金無しで基盤整備が可能になるという土地改良法改正案に対応して、基盤整備部局と連携し、その具体的な取組み手法を検討のうえ取組みモデルをまとめ、地域に提案していく。

⑧ 担い手との意見交換会やマスコミ等を活用した広報活動の展開

- ・ 認定農業者連絡協議会や指導農業士会、一昨年度に協定を結んだ農業法人協会等の担い手組織に対して、引き続き積極的に意見交換会を呼びかけ、機構事業への意見収集を図るとともに機構事業に係る認識を高める取組みを行う。
- ・ 一方、農地中間管理事業などの情報が届きにくい農地の出し手を主なターゲットとして、市町村広報誌やマスコミ等による広報活動を広げ、出し手の掘起しを進める。